

二宮町立小学校及び中学校通話録音装置取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二宮町立小学校及び中学校に設置する通話録音装置の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話中に自動又は手動で通話内容を録音する装置をいう。
- (2) 通話録音データ 通話録音装置により録音された音声をいう。なお、通話録音データは行政文書であり、行政文書公開請求や保有個人情報開示請求の対象となることに留意する。

(管理責任者の指定等)

第3条 通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、通話録音装置総括管理者(以下「総括管理者」という。)を置き、教育総務課長をもって充てる。

2 通話録音装置を設置又は管理する所属に通話録音装置管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、当該装置を設置する学校(以下「設置校」という。)の校長をもって充てる。

3 総括管理者、管理責任者以外の者に、通話録音装置の操作(録音を除く。)をさせてはならない。

(設置の公表)

第4条 総括管理者は、ホームページ等を通じて通話録音装置の設置及びその利用目的について公表するものとする。

(音声案内等)

第5条 管理責任者は、通話内容を録音する場合には、町民等が通話を録音されていることを容易に認識できるよう、録音アナウンスによる音声案内等を行う。

(個人情報保護)

第6条 総括管理者及び管理責任者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、通話録音装置の設置及び運用に関し適切な措置を講じなければならない。

2 総括管理者及び管理責任者は、通話録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全確認のために必要な措置を講じなければならない。

3 総括管理者及び管理責任者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話録音データの適正管理)

第7条 管理責任者は、通話録音データを記録した媒体（以下「通話録音データ等」という。）の管理、運用等にあたり、通話録音データ等の漏えい、滅失、毀損又は改ざんの防止その他通話録音データ等の安全確保のため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 通話録音データ等は、厳重に管理し、管理責任者が許可した場合を除き画像データの記録媒体への複写及び加工並びに設置場所以外への持ち出しは禁止する。
- (2) 通話録音データ等の保存期間は10日以内とし、不必要な保存は行わないこと。
- (3) 通話録音データ等を再生するときは、管理責任者が行い、かつ管理責任者が指定した場所で行うこと。
- (4) 保存期間が終了した通話録音データ等は、直ちに消去するものとする。この場合において、記録装置を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、粉碎、裁断等の処理を行うものとする。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、通話録音データ等の不正利用、外部流出、改ざん等を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の処理)

第8条 管理責任者は、通話録音装置等の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。